



越前市越前和紙の里 卯立の工芸館別館 入店者募集

越前市所有の越前和紙の里3館の指定管理者福井県和紙工業協同組合が管理しております卯立の工芸館別館について、越前和紙の里の利用者の利便性を向上し、利用者の拡大を図るため、物販・飲食コーナーを営業する事業者を募集します。

■現地説明会 期日 3月27日(火) 午後1時
会場 卯立の工芸館

※入店を希望される方は必ず現地説明会にご参加下さい。

※現地説明会申込書を3月26日(月)午後5時までに和紙組合に提出下さい。

1. 対象施設

越前市新在家町第9号21番地の2
越前市越前和紙の里卯立の工芸館別館

2. 卯立の工芸館別館に求める機能および業務

- 1) 越前和紙産業振興に寄与する者であること。
- 2) 和紙の里への観光客が求める機能を有し、集客が図れること。
- 3) その他市長が必要と認めたもの。

3. 営業(業務)内容

- 1) 飲食コーナーにおける飲食物(アルコール飲料を含む。)の提供。ただし、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に該当する業種の営業は認めません。
- 2) 安全で安心な飲食物を提供すること。
- 3) 地元の食材をできる限り使用し、地産地消に努めること。
- 4) 地元の文化歴史の紹介、近隣観光地の紹介および地元産業の紹介に努めること。
- 5) 越前和紙の里に相応しい物品の販売であること。

4. 使用許可する物件

- 1) 面積 店舗、厨房等(約70㎡)
- 2) 設備 空調設備、照明設備
- 3) 備品什器 厨房にある流し台、冷蔵庫、棚等(有料)

5. 使用料 月額約34,500円



※ご希望の方は、必ず当組合ホームページで詳細をご確認下さい。

<http://www.washi.jp>

問合せ先 **福井県和紙工業協同組合**

福井県越前市新在家町8-44 パピルス館内

TEL: 0778-43-0875 FAX: 0778-43-1142 担当: 山崎・清水

平成24年3月12日

各位

福井県越前市新在家町8-44
体験工房 パピルス館内
福井県和紙工業協同組合
理事長 山田 益弘
TEL 0778-43-0875
FAX 0778-43-1142

越前市越前和紙の里卯立の工芸館別館事業者募集について

越前市所有の越前市越前和紙の里卯立の工芸館別館の指定管理者福井県和紙工業協同組合が管理しております標記施設の入店希望者を下記要綱のとおり募集いたします。

記

1. 募集目的

越前市越前和紙の里の利用者の利便性を向上し、利用者の拡大を図るため、物販・飲食コーナーを営業する事業者を（以下「事業者」という。）を募集します。

2. 対象施設

越前市越前和紙の里卯立の工芸館別館 越前市新在家町第9号21番地の2

3. 卯立の工芸館別館に求める機能および業務

- 1) 越前和紙産業振興に寄与すること。
- 2) 和紙の里への観光客が求める機能を有し、集客を図れること。
- 3) その他理事長が必要と認めたもの。

4. 営業（業務）内容

- 1) 飲食コーナーにおける飲食物（アルコール飲料を含む。）の提供。ただし、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に該当する業種の営業は認めません。
- 2) 安全で安心な飲食物を提供すること。
- 3) 地元の食材をできる限り使用し、地産地消に努めること。
- 4) 地元の文化歴史の紹介、近隣観光地・地元産業の紹介および和紙組合が行う誘客事業の協力に努めること。
- 5) 越前和紙の里に相応しい物品の販売であること。

5. 使用許可する物件

- 1) 面積 店舗、厨房等（約70㎡）
- 2) 客席 イス席 20席程度
- 3) 設備 空調設備、照明設備は現状のまま使用できます。なお、現在の設備以外のもので営業上必要なものは、福井県和紙工業協同組合（以下「和紙組合」という。）が許可した場合のみ、事業者の負担において設置することができます。
- 4) 備品什器 厨房にある流し台、冷蔵庫、棚等について現状のまま使用することができますが、有料です。（現地説明会で説明します。）
なお、現在の備品什器以外のもので営業上必要なものは、和紙組合が許可した場合のみ、事業者の負担において設置することができます。

6. 使用料

使用料は、月額約34,500円とします。
契約時に敷金として使用料3ヶ月分を納付していただきます。
使用料は、毎月末までに翌月分を銀行振込で前納していただきます。
使用料が、未納となった場合は、直ちに契約を解除します。

7. 経費負担

- 1) 水道料
- 2) 電気料
- 3) 火災保険（家財分のみ）
- 4) 下水道使用料
- 5) 照明器具等の消耗品
- 6) 警備保障費用
- 7) ガスの使用料、ごみ排出物の処理料、電話設置その他営業に要する経費

8. 使用時間
午前9時から午後5時まで。ただし、和紙組合が特に認めたときは、午後5時から午後9時まで使用することができます。
9. 休業日
休業日は、卯立の工芸館は原則火曜日および12月29日から翌年1月3日までですが、事業者の自由とします。
10. 立入調査
理事長は、使用を許可した対象施設の使用状況を調査するため、随時立ち入ることができるものとし、使用者はこれを拒むことができません。
11. 使用の取り消し
事業者が条件に違反した場合又は不誠実な経営を行った場合には、和紙組合は使用を取り消すことができることとします。この場合、使用の取り消しにより損害を受けても和紙組合に補償を請求することは一切できません。
12. 事前協議事項
 - 1) 備品設備等の設置計画
 - 2) 営業時間
 - 3) 提供する飲食物のメニューおよび単価
 - 4) 禁煙又は分煙計画
 - 5) 和紙組合が定める業務の執行計画
13. 応募資格
 - 1) 飲食物提供の場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を越前市越前和紙の里卯立の工芸館別館において受けられる見込みがあるもの。
 - 2) 市税等の滞納がないもの。
 - 3) 長期にわたり健全な経営ができるもの。
 - 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条6号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していないもの。
 - 5) 和紙組合が指定する日から営業を開始できること。
 - 6) 連帯保証人2名以上が確保できるもの。
14. 応募上の留意事項
 - 1) 選定された事業者は、他の業者に再委託することや権利を他の業者に譲渡することはできません。
 - 2) 事業者決定後であっても、提出書類等に実際と著しく異なる点や悪質な虚偽申告があった場合は、和紙組合は決定を取り消すことができることとし、取り消しにより損害を受けても和紙組合に補償を請求することは一切できません。
15. 応募方法
 - 1) 営業を希望する事業者は、現地説明会に必ず参加することとし、平成24年3月26日(月)午後5時までに「説明会参加申込書」（様式1）を和紙組合へ直接提出して下さい。なお、質問がある事業者の方は説明会参加申込書と併せて「質問書」（様式2）を提出して下さい。
 - 2) 現地説明会は、平成24年3月27日(火)午後1時から卯立の工芸館で行います。
 - 3) 営業を希望する事業者は、「営業申込書」（様式3）および「事業計画書」（様式4）並びに次の提出書類を和紙組合へ直接提出して下さい。
 - ①過去3年間の損益計算書（経費の明細を含む。）
 - ②過去3年間の貸借対照表
 - ③過去3年間の確定申告書の写し
 - ④納税証明書（市県民税、固定資産税、都市計画税、事業所税のうち該当するもの）
 - ⑤営業経歴書（各店毎のもの）
 - ⑥法人登記簿謄本
 - ⑦定款の写し
 - ⑧現在提供している物品リスト又はメニューおよび単価表（代表的な店のもの）
 - ⑨物販・飲食コーナーにおける事業計画書（様式4）
 - ⑩現在営業する店の写真（複数ある場合は代表的なもの）（注1）上記の外、必要な書類の提出を求めることがあります。
（注2）法人以外の場合、上記で添付可能な書類。
16. 選定方法
提出された書類に基づき、選定委員会において選定します。